

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

102

極
秘
まで
二部の内
2号

藤山マツカーオ頭了解の説明書記: 212.

50. 2. 19

安全保障課長

1. 2月15日、象院幹事長に於ける、総理大臣(1)は、
藤山マツカーオ頭了解より政府が経済行動の実

行説明文書(別添1)をつき、且つ冒頭に
「日本政府は...」と了解のうえ、それを差し呈

て了解。内容は右側の一方的行動の思はれの旨
を述べ。了解。内容の意味、同一仕合、説明会の

2. 委員会報告するところ。二月三十日
官房次官(2)、「何らかの形で方針をIV、昭和35

年9月20日、マツカーオ頭了解の兩国間の正式協定
のための二つの民間報告についての意見書。

2. 答弁され(別添2)。

2. 「藤山マツカーオ頭了解の往来函件二件

GA-6

外務省

2

審査小室、これが正式協定の二つの備忘録。
可能であるかと、総理大臣の了解を得て、43. 4.

25件中文書の内容確認書面にて、総理大臣
大臣答弁の間に、微細な差異がある事。

3. 43. 4. 25件中文書は、前述通り、政府が
発布し、国会に於ける説明の東北地方の取

り總括方の内容を踏まえて、經濟
9国会説明の際は、左側より是論を提起

越後大東洋のほか、昭和40年の東京協
議制度の改正と、総理大臣の指揮の下

14回半保衛評議會、等、説明折衝記録
1. 略す。本件文書の内容につき米側の

2. 確認方: 是論を踏まえて、昭和40年の東京
の意見。 藤山マツカーオ頭了解の本件

GA-6

外務省

文章の内容より整合性を問題、分析する。多く誤論、余地があると今後、請求権を確立するに当

ては、より多くの踏み込みや多角的アプローチを取る。今後も側面で接觸可能な山陽山、鹿児島方面

方針了解が正式化され、問題点の確認以上での
より、より内容を深め触れた二点、強力な技術

との問題意識記載の提出。

4. 2018. 1月1. 9問題点、2月1月1月

の整理方針を改定し、

(1). 本件体大尾・大津間、口頭了解の確認

立派な問題点として、アドバイスを示す。
在庫、大津、破損による欠陥、等に対する口頭の

より、以下、趣旨、確認を行なう。

(2). 日本政府の統率下、鹿児島方へ一歩了解

18. 口頭了解方針、より内容は、4月15日付

升文章の通り、並びに説明文書化の今後

の切磋業者、並びに問題提起される
より、同文章、内容体大尾了解方針を肯定

(口頭)確認手帳。

(3). 2月確認を請け、国会討論が必要な件は

あり、鹿児島方へ一歩了解を示す更なる意
向の表明を9月まで行なう。

以上が、接觸の当2月、4月15日付中
交渉が別途ある、直ちに証、公表側の件は、

参考事例提出する事である。

日米安保条約上の事前協議について（國會議員に提出したもので、國会に提出したものではないが、委員会の審議では引用されている。）

（昭四三・四・二五 外務省）

日本政府は、次のようないふたつの場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している。

(一) 「配置における重要な変更」の場合

陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するも

るもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置

(二) 「裝備における重要な変更」の場合

核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設

(三) わが国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて

行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設。

区域の使用